

## 回答様式（高速自動車国道の料金割引に関する意見について）

- ・ 「今後の有料道路のあり方研究会」において検討中の「日本道路公団における高速自動車国道の料金割引の考え方（案）」に関する下記の各項目について、ご意見をご記入下さい。

都道府県・政令市名	鹿児島県
1. 料金割引の基本的方向性	
(1) 割引の還元のあり方	
(2) 割引率や対象時間の考え方	
(3) 割引対象車両について	
(1) 割引の還元のあり方 料金割引については、民営化までに管理費を3割縮減すべきとされた昨年12月の政府・与党申し合わせに基づき、同時並行して検討が進められているが、本来、道路公団の経営努力で管理費の3割縮減の達成が前提とされるべきであり、その上で、今後の料金割引の還元のあり方を議論すべきである。	
(2) 割引率や対象時間の考え方 料金割引は、公平かつ幅広く利用者にそのメリットを享受できるように全国規模で実施することについて異論はないが、今後、高速自動車国道のうち対距離制の料金水準の引き下げなど実情に即した料金制度の見直しを早急に検討すべきである。	
(3) 割引対象車両について 現在、ETC利用率は約20%で、先般示されたETC普及促進策どおり利用率が引き上げられることを前提とすれば、ETC車両を対象とすることは止むを得ないと考えられるが、全ての利用者が料金割引の恩恵を受けられるよう、非ETC車両についても、早急に検討を進めるべきである。	
2. 別納割引に代わる大口・多頻度利用者割引のあり方	
現行の別納割引制度の問題点が解消される割引とすべきである。	

3. 具体的な割引内容（案）

（1）割引内容（案）

（2）割引結果

（1） 割引内容（案）

特段の意見はありません。

（2） 割引結果

特段の意見はありません。

4. 継続的な効果測定並びに適時適切な見直し

特段の意見はありません。

※その他の意見

・ その他、料金割引等に関してご意見がございましたら、以下にご記入下さい。

・ A' 区間（例えば、当県の隼人道路）については、実質的に高速自動車国道の一部として利活用されていることから、料金割引の対象区間とすべきである。

・ 高速自動車国道と連続したネットワークを構成している、有料道路制度を活用して整備された一般国道の自動車専用道路（例えば、当県の南九州西回り自動車道）についても、公平性を図る観点から、高速自動車国道と同様に取り扱われるべきである。

・ ご回答いただきまして、大変ありがとうございました。